

和泉市子どもの読書活動推進協議会規則

平成25年7月2日
教委規則第10号
令和2年6月26日
教委規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市子どもの読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 和泉市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）の進行管理に関する事項
- (2) 計画に関する具体的方策の提案及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 子どもの読書活動に係る図書館ボランティア団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 保育園長会代表
- (6) 幼稚園長会代表
- (7) 小学校教育研究会図書館部会顧問
- (8) 中学校教育研究会図書館教育部会顧問
- (9) 市内の高等学校図書館関係教職員
- (10) 市内の支援学校図書館関係教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から同日の属する年度の翌年度の末

日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、読書振興担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。